

立川市子育て／健康複合施設（仮称）
基本計画

令和4年1月
立川市

立川市子育て／健康複合施設（仮称）基本計画

目次

1. 子育て／健康複合施設（仮称）の基本計画の策定にあたって	1
1) 全市に関わる子育て支援機能を集約した途切れのない安心した子育てを支える拠点.....	1
2) 市民の健康な生活を維持増進していく基幹施設.....	1
3) 医療救護対策本部及び災害時医療の拠点	1
まとめ.....	1
子育て／健康複合施設（仮称）に関連する長期総合計画の施策および個別計画の関連図	2
2. 子育て／健康複合施設（仮称）の機能.....	3
1) 機能検討の方向性.....	3
2) 6つの機能	3
3) 機能ごとに展開する事業.....	3
① 発達支援機能・特別支援教育機能	3
② 子ども家庭総合相談機能・途切れのない支援機能.....	4
③ 家族支援機能・地域支援機能.....	4
④ 健康維持・増進機能	5
⑤ 診療機能・予防検診機能.....	5
⑥ 災害医療対策機能.....	5
3. 子育て／健康複合施設（仮称）で展開する事業イメージ.....	6
4. 子育て／健康複合施設（仮称）の整備 基本方針.....	7
5. 子育て／健康複合施設（仮称）の概要.....	8
6. 計画地と条件の整理.....	9
7. 子育て／健康複合施設（仮称） 基本計画図.....	10
1) 配置計画	10
2) 平面計画	11
(参考) 旧庁舎周辺および公共施設保全に関するこれまでの主な計画・方針.....	12

1. 子育て／健康複合施設（仮称）の基本計画の策定にあたって

本市の公共施設の状況に鑑み、安全で持続可能な公共施設を保有し続けるため、令和3（2021）年3月に「立川市前期施設整備計画（以下、「前期施設整備計画」）」を策定しました。前期施設整備計画では、ドリーム学園、健康会館、子ども未来センターの機能を集約することにより、連携を強化し、市民サービスの向上を目指すこととしています。また、将来の人口減少と財政負担の増加が見込まれることから、建築床面積とコストの削減を目標として掲げています。

前期施設整備計画を基に、子育て／健康複合施設（仮称）の基本計画では、次の3つの拠点機能を備えられるように計画を検討します。

① 全市に関わる子育て支援機能を集約した途切れのない安心した子育てを支える拠点

少子化がより進む中で、子ども自身の育ちと子育て家庭を支援するとともに、家庭や学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力し、一体となって子ども子育て支援を推進することが求められています。

本市では、令和2（2020）年に策定した「立川市第4次長期総合計画後期基本計画」（以下「長期総合計画」）において、安心して妊娠・出産・子育てができて、健やかな成長を地域全体で見守ることを目的とし、母子の健康支援や家庭・地域における子育ての支援を行うこととしています（施策2）。また、配慮の必要な子ども・若者や子育て家庭が、自立し、安定した生活を営むことができるまちを目指すことを目的とし、乳幼児期から青年期までの子どもへの途切れのない成長支援や配慮を必要とする家庭への支援を行うこととしています（施策4）。特別教育の視点では、児童・生徒が、個に応じた学習や質の高い学びが受けられるまちを目指すことを目的に、特別支援教育の推進を行うこととしています（施策6）。

令和2（2020）年に策定した「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」では、基本理念を「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」と定め、①子どもの現実を受けとめ、その思いや願いを生かして子どもの権利を尊重する視点、②子育て・親育ちへの支援を基本にした、次世代の立川のまちづくりの視点、③人材・財源確保とネットワークにより、持続（成長）する事業を市民と行政が協働で実現する視点という3つの視点をもとに7つの施策を行うこととしています。7つの施策には、「ひとりひとりに応じた〈子育て〉の支援」「ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉の支援」「配慮を必要とする子どもや家庭の支援」などが掲げられています。

令和2（2020）年には、施設再編に向けた検討のため、再編の対象となる施設について、それぞれの「あり方」を検討し決定しました。「立川市健康会館のあり方」では、妊娠期からの切れ目のない継続支援を支える施設としています。また、「立川市ドリーム学園のあり方」では、①就学前の児童に対する発達支援を提供できる施設、②保護者理解を起点とした家族支援を提供できる施設、③幼稚園・保育園への研修会提供など関係機関との連携、④並行通園グループの役割、⑤途切れ・すき間のない継続支援を支える施設、という5つの機能の方向性が示されています。



② 市民の健康な生活を維持増進していく基幹施設

日本では急速な少子化、高齢化や生活習慣の変容により疾病構造の変化が進む中で、生活習慣および社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての市民が共に支えあいながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現できるよう、国民の健康の増進を総合的に推進するための施策が求められています。

本市では、長期総合計画において、一人ひとりの市民が、主体的に健康づくりに取り組み、健康でいきいきとした生活ができるまちを目指すことを目的に、健康の維持・増進や生活習慣病予防対策の推進、保健医療体制の充実を行うこととしています（施策26）。

また、令和2（2020）年に策定した「健やかたちかわ21プラン 第3次（立川市第5次地域保健医療計画）」では、市民の健康を考える上で必要な、①健康の維持・増進、②生活習慣病等の予防、③保健医療体制の充実の各課題への対策について、7つの施策の柱を設定し、相互の連携を図りながら総合的に施策を進めていくこととしています。保健医療施策については、健康会館を中心に事業展開していますが、施設の老朽化が課題となり検討が求められています。令和2（2020）年の「立川市健康会館のあり方」では、健康な生活を維持、増進していく施設を整備していくこととしています。

③ 医療救護対策本部及び災害時医療の拠点

本市では、長期総合計画において、安心して暮らせる災害に強いまちを目指すことを目的に、災害対策の推進を行うこととしています。（施策16）

また、令和3（2021）年に改定した「立川市地域防災計画」において、健康会館に医療救護対策本部（医療救護活動拠点）を設置することとしています。医療救護対策本部は、地震、大雨、暴風、竜巻、洪水、大規模な事件事故等により、災害対策本部が設置される事態が発生したときなどに設置されます。その役割として、災害対策本部と連携して、災害発生後、負傷者数、医療機関の被災状況、稼働状況、患者の受入状況、ベッドの空き状況等を把握するとともに、関係各機関と連携・協力して拠点救護所の設置や災害薬事センターの設置などを行います。

令和2（2020）年の「立川市健康会館のあり方」では、子育て／健康複合施設（仮称）においても災害時の医療救護対策本部を設置できる施設として整備が必要とされています。

まとめ

子育て／健康複合施設（仮称）は、子育て支援・福祉・教育が連携し、様々な問題を抱えた家庭などについても迅速に対応するなど、各機能が有機的に連携を図ることにより、「途切れのない安心した子育てを支える拠点」として整備が必要です。また、基礎自治体における1次救急医療環境の整備を進め、休日の診療事業を担う機能とともに、市民の健康を維持、増進していく機能の整備が必要です。さらに、災害時の市民の命を守る医療救護対策本部機能を果たすために、本部の設置場所や関係機関と連携するための通信インフラ、PC等を稼働するための自家発電設備の整備が必要です。

子育て／健康複合施設（仮称）は、前期施設整備計画の建物床面積や建築コストの目標を踏まえつつ、複合化することによる効率性の向上により、求められる複合的な機能を備えた施設として計画していく必要があります。

子育て／健康複合施設（仮称）に関連する長期総合計画の施策および個別計画の関連図

関連する個別計画

立川市第4次長期総合計画後期基本計画

施策2 家庭や地域の育てる力の促進

目的	安心して妊娠・出産・子育てができて、健やかな成長を地域全体で見守ります。
基本事業	1. 母と子どもの健康支援 2. 家庭や地域における子育ての支援

施策4 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援

目的	配慮が必要な子ども・若者や子育て家庭が、自立し、安定した生活を営むことができるまちを目指します。
基本事業	1. 乳幼児期から青年期までの子どもへの途切れのない成長支援 2. 配慮を必要とする家庭への支援

施策6 教育支援と教育環境の充実

目的	児童・生徒が、個に応じた学習や質の高い学びが受けられるまちを目指します。
基本事業	1. 特別支援教育の推進 2. 学校運営の充実

施策26 健康づくりの推進

目的	一人ひとりの市民が、主体的に健康づくりに取り組み、健康でいきいきとした生活ができるまちを目指します。
基本事業	1. 健康の維持・増進 2. 生活習慣病予防対策の推進 3. 保健医療体制の充実

施策16 防災・災害対策の推進

目的	安心して暮らせる災害に強いまちを目指します。
基本事業	1. 防災意識・地域防災力の向上 2. 防災活動の推進 3. 災害対策の推進

健やかたちかわ21プラン 第3次

スローガン	自分で、仲間で、地域で、取り組もう健康づくり！
施策	1. 生活習慣病の発症予防と重症化予防 2. 生活習慣の改善 3. 生涯にわたる健康づくり 4. 地域に根ざした健康づくり 5. 保険・医療体制の充実 6. 健康危機管理体制の強化 7. 災害時公衆衛生

第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン

基本理念	子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに
施策目標	1. 子どもの権利を尊重します 2. ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します 3. ひとりひとりに応じた学びを支援します 4. ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します 5. 子育てと仕事の両立を支援します 6. 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します 7. 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

立川市第2次発達支援計画

基本理念	すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します。
8つの機能	1. 相談機能 2. 成長・療育機能 3. 情報共有機能 4. 家庭支援機能 5. 現場職員支援機能 6. 健診・診察機能 7. コーディネート機能 8. 理解啓発機能

立川市第3次特別支援教育実施計画

基本理念	支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、早期より、途切れ・すき間のない支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。
基本施策	1. 早期連携・早期支援の充実 2. 学校における指導体制・指導内容等の充実 3. 学校における特別支援教育の取組への支援 4. 関係機関との連携 5. 特別支援教育の理解啓発

立川市地域防災計画

目的	市・東京都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を有効に発揮し、市の地域における減災対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
対応	地震災害、風水害及びその他大規模災害・事故等の対応を定める。

2. 子育て／健康複合施設（仮称）の機能

1) 機能検討の方向性

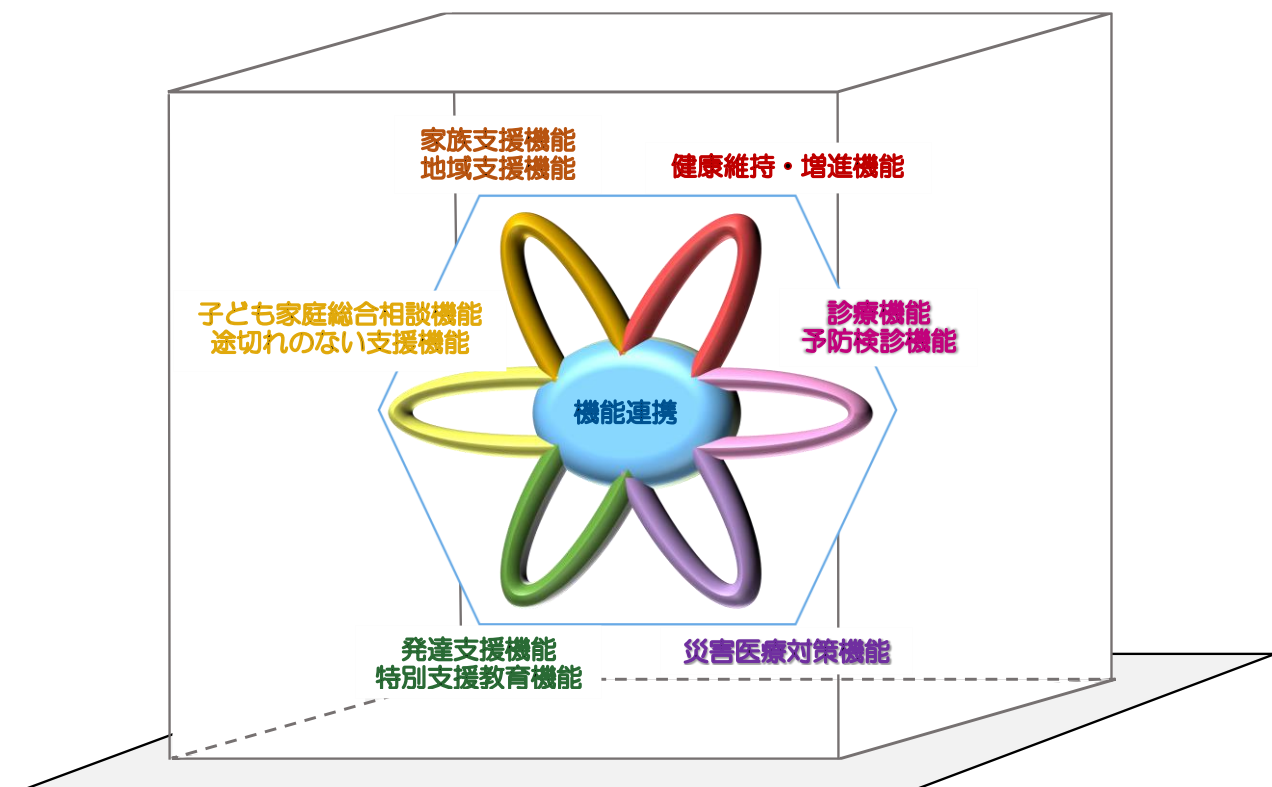
「1. 子育て／健康複合施設（仮称）の基本計画の策定にあたって」にも示した通り、子育て支援・福祉・教育が連携し、様々な問題を抱えた家庭などについて迅速に対応することが求められ、複合施設の機能を有機的に結びつける必要があります。

2) 6つの機能

前期施設整備計画では、複合施設における機能を次の6つにまとめています。

- ① 発達支援機能・特別支援教育機能
- ② 子ども家庭総合相談機能・途切れのない支援機能
- ③ 家族支援機能・地域支援機能
- ④ 健康維持・増進機能
- ⑤ 診療機能・予防検診機能
- ⑥ 災害医療対策機能

◎複合施設の機能連携イメージ



3) 機能ごとに展開する事業

ここでは、子育て／健康複合施設（仮称）に求められる機能ごとに展開する事業を記載します。なお、事業には複合施設で実施するものと事務室で事業の企画運営を行うものがあります。

① 発達支援機能・特別支援教育機能

「児童発達支援センター」として、発達相談や児童発達支援事業（ドリーム学園）などを実施します。心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学等に向けた相談を実施するとともに、小・中学校において、障害等により支援や配慮が必要な児童・生徒に対する事業や環境整備等を行います。また、子ども自身の悩みや保護者の不安、心配事についての相談を実施します。

（相談事業）

事業名	内容
発達相談	乳幼児～18歳未満の児童の保護者で子どもの発達に不安を感じている方を対象に、臨床発達心理士など専門職による相談を実施します。
専門相談	運動発達や言語発達に心配のある乳幼児とその保護者を対象に、理学療養士、言語聴覚士等の専門職による相談を実施します。

（療育事業）

事業名	内容
児童発達支援事業（ドリーム学園）	心身の発達に支援や配慮を必要とする2歳～就学前の児童を対象に、毎日通園を基本とした子ども一人ひとりの発達に応じた療育・訓練を行います。また、通園児の家族・きょうだい児支援を行います。
発達支援親子グループ	就学前までの発達支援に必要な乳幼児とその保護者を対象に、発達段階に応じたプログラムに保護者と子どもが共に参加する親子グループを行います。

（特別支援教育）

事業名	内容
就学相談	専門家の意見や保護者・本人の意向等を参考に、総合的かつ教育的な見地から、児童・生徒の可能性や能力を伸ばさせる学習環境を提案します。
教育相談	教育上の保護者の不安や心配事、子ども自身の悩みに相談員（心理職）が対応し、面談・電話等により主訴の改善を図ります。
特別支援教育の推進事業	学校のニーズや児童・生徒の実態等に合わせ、特別支援学級や通常の学級に介助員等や看護師を配置するほか、通級指導学級等の適切な利用を進めます。特別支援教育の推進と理解啓発を目的として、講演会や研修を開催します。
小学校特別支援教育振興	特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室キラリを設置し、児童一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行います。
中学校特別支援教育振興	特別支援学級、特別支援教室プラスを設置し、生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行います。
小学校・中学校就学奨励	特別支援学級に在籍する児童等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助します。

② 子ども家庭総合相談機能・途切れのない支援機能

子どもショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、児童虐待への対応などを実施します。また、保護者の不安、心配ごと等についての相談を実施します。途切れのない安心した子育てを支えるために、妊娠期から切れ目のない支援を「子育て世代包括支援センター」などで子育て支援に関わる関係部署との連携を進めます。

事業名	内容
利用者支援事業	「子どもの総合相談窓口」を設置し、子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行います。
子ども総合相談事業 (子ども家庭総合支援拠点)	子育て家庭からの相談や、児童虐待通告への対応や児童虐待の未然防止・早期発見、要支援家庭の支援、虐待傾向の親のワークショップ、子ども支援ネットワークの調整等を行います。
子どもショートステイ事業	保護者が入院や仕事などにより一時的に児童を養育できないときに、市内の児童養護施設で児童を預かり、宿泊、食事の提供、通園・通学の送迎を行います。
育児支援ヘルパー事業	出産予定日1ヶ月前から出産後1年以内(多胎の場合は2年以内)の妊産婦等に対し、訪問による育児・家事等の支援を行い、健やかな出産及び安定した養育を可能とするとともに、児童虐待を未然に防止します。

③ 家族支援機能・地域支援機能

子育てに関する講座などの子育て支援啓発事業やファミリー・サポート・センター事業、子育てひろば事業、障害児等の一時預かりなどを実施します。

(家族支援機能)

事業名	内容
子育て支援啓発事業	乳幼児の保護者の孤立を防ぎ、子育て力の向上を目指すため、講座や子育て応援ブックの発行などを通して、子育て中の保護者に情報提供や意識啓発を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いができる人が相互に登録して、保育園などの送り迎えやその前後の一時預かりなどを行います。また、会員の登録、養成、活動のコーディネートを行います。
子育てひろば事業	子育てひろば事業を行う事務室を設け、子育て中の保護者の孤独感や不安感の解消、子ども同士の交流を促すために、さまざまな場所で開設される子育てひろばを統括します。
障害児一時預かり事業	心身の発達に支援や配慮が必要な未就学児を対象に、保護者や家族のニーズに応じて、日中、一時的に預かる等の支援を行います。
ピアサポート事業	子どもの発達が気になる保護者同士が集い、不安感や負担を軽減できるように交流や情報共有ができる場を設けます。
講座事業	子どもの発達に応じた関わり方や知識等を学習する講座を実施します。

(地域支援機能)

事業名	内容
巡回保育相談事業	乳幼児が通園している市内保育園や幼稚園を専門職の職員が訪れ、園の職員に対して子どもとの適切なかかわり方等について相談・支援を実施します。
啓発事業(市民・職員向け)	地域住民を対象に、支援や配慮が必要な子どもの特性や保護者の気持ちを理解し、共に考えるための啓発事業を実施します。また、市内の児童発達支援に携わる職員向けに研修を実施します。
保育所等訪問支援事業	保育所及び幼稚園等に通う発達に支援や配慮が必要な未就学児等を対象に、保育園や幼稚園等に通園している発達に支援や配慮が必要な児童の集団生活の適応力向上のため、専門職が児童の通園する園を訪問し、療育支援を行います。

④ 健康維持・増進機能

各種健康診査や健康相談、健康教室、保健指導や予防接種などの各種保健サービスを実施します。

(母子保健事業)

事業名	内容
こんにちは赤ちゃん事業	赤ちゃんのいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て情報の提供や相談を実施します。
母子健康手帳交付事業	妊娠届け出時に、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票などを配布します。
母子保健指導事業	保健師等専門職の研修、母子保健連絡協議会等を実施します。また、母子栄養食品の支給を行います。
保健師地区活動事業	保健師が地区担当制により、20歳未満の若年、多胎妊婦等の妊産婦、低出生体重児を中心とした訪問指導を実施します。
妊産婦・乳幼児に関する健康診査・精密健康診査事業	妊産婦や3～4か月児、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施します。
新生児等聴覚検査事業	乳児の耳の聞こえを調べるため、委託医療機関にて聴覚検査を行います。
予防接種事業	委託医療機関にて、定期予防接種を個別接種として行います。
母子保健教室・親と子の健康相談事業	離乳食教室の実施や妊婦・就学前の子どもとその保護者を対象にした相談を実施します。
パパママ学級事業	妊娠・出産・育児の準備をするための教室を実施します。
口腔衛生事業	妊婦、幼児の歯科健康診査、歯科教室等を実施します。

(成人保健事業)

事業名	内容
地区健康活動推進事業	市内12地区での健康フェアを実施します。また、市民の健康づくりを市民の視点で企画、運営する健康づくり推進員による活動を行います。
健康ポイント事業	市民が自主的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図るために、ウォーキングや健康教室への参加に対してポイントを付与します。
高齢者インフルエンザ予防接種事業	65歳以上の市民等を対象に、指定の期間に指定医療機関等で予防接種を受けた場合に、費用の一部を補助します。
高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	65歳以上等5歳刻み節目年齢市民等を対象に、指定医療機関等で予防接種を受けた場合に、費用の一部を補助します。
健康相談・健康教育事業	医師・保健師・管理栄養士・運動指導者が個別の相談に応じ、必要な指導と助言を行います。生活習慣予防などテーマ別健康教育を実施します。
ラフ&タフ体操教室	心身の機能低下や転倒を防止し、体力の維持増進を図るため、運動指導者と看護師が、軽体操やストレッチ体操を指導します。
健康手帳交付事業	自らが健(検)診の受診歴や結果等を記録することを通し、健康づくりへの意識向上を図るため、各種検診等で希望者に手帳を配布します。

⑤ 診療機能・予防検診機能

休日急患診療及び歯科休日応急診療を実施します。また、各種がん検診や成人の健康診査の各種保健サービスを実施します。

(診療機能)

事業名	内容
内科休日急患診療事業	休日や年末年始の医療施設の空白時を補完する診療体制を確保するため、内科、小児科を診療科目として「休日急患診療所」を開設します。また、入院施設の確保、小児専門治療医療施設の確保を実施します。
歯科休日急患診療事業	休日や年末年始、1月4日の歯科医療施設の空白を補完するため、「歯科休日応急診療所」を開設し、急患の応急診療を行います。

(予防検診機能)

事業名	内容
健康事業(胃・大腸・肺がん、子宮頸がん、乳がん、緑内障)	市民の健康保持、がんによる死亡率の低減を目的として、健康増進法に基づき、対象となる市民に対し、胃・大腸・肺がん等に係る検診を、市内施設を会場とした検診車検診を実施します。
がん検診推進事業	特定の年齢に達した市民に、子宮頸がんと乳がんの検診手帳及び検診の自己負担額が無料となるクーポン券を送付し、受診の動機付けを行います。
胃がんリスク検査事業	50歳から54歳の未検査の市民等を対象に、ヘリコバクターピロリ菌の感染検査並びにペプシノゲン値による胃の萎縮状態の検査を実施します。
成人歯科健康診査事業	指定歯科医療機関で、20歳以上の市民を対象に年に1回の健康診査を無料で実施し、虫歯・歯周病の予防や早期発見を目指します。
骨粗しょう症検診事業	18歳以上の市民を対象に、骨密度への関心を高めるため、生活習慣等に関する問診や超音波法による骨密度測定、保健・栄養指導を実施します。
健康診査事業(一般、39歳以下)	39歳以下で健診の機会のない市民を対象に、基本的な健診(血液検査、尿検査、胸部レントゲン等)を集団健診により実施します。後日、保健師等による結果説明で検査値の見方や生活改善のポイントを指導します。

⑥ 災害医療対策機能

災害時の医療救護対策本部としての機能を整備します。

事業名	内容
災害医療対策事業	災害時において、医療救護対策本部を設置し、関係機関との調整を行います。

3. 子育て／健康複合施設（仮称）で展開する事業イメージ



健康衛生・健康増進拠点

母子保健事業

- こんにちは赤ちゃん事業
- 母子健康手帳交付事業
- 保健師地区活動事業
- 妊産婦・乳幼児に関する健康診査・精密健康診査事業 (3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査など)
- 新生児等聴覚検査事業
- 予防接種
- パパママ学級事業
- 母子保健教室・親と子の健康相談事業 (離乳食準備教室など)
- 口腔衛生事業 (歯科健康診査・歯科教室など)

成人保健事業

- 地区健康活動推進事業
- 健康ポイント事業
- 高齢者インフルエンザ予防接種事業
- 高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業
- 健康相談・健康教育事業
- ラフ&タフ体操教室
- 健康手帳交付事業
- 健康事業 (胃・大腸・肺がん、子宮頸がん、乳がん、緑内障)
- がん検診推進事業、成人歯科健康診査事業
- 健康診査事業 (一般、39歳以下)
- 胃がんリスク検査事業
- 骨粗しょう症検診事業

医科休日急患診療事業・歯科休日急患診療事業

子育て支援拠点

- 子育て支援啓発事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育てひろば事業
- 障害児一時預かり事業
- ピアサポート事業
- 発達支援機能 (発達相談、専門相談)
- 療育事業 (児童発達支援事業、発達支援親子グループ)
- 就学相談
- 教育相談
- 特別支援教育の推進事業
- 小学校・中学校特別支援教育振興
- 小学校・中学校就学奨励
- 巡回保育相談事業
- 保育所等訪問支援事業
- 利用者支援事業
- 子ども総合相談事業 (子ども家庭総合支援拠点)
- 子どもショートステイ事業
- 育児支援ヘルパー事業

啓発事業 (市民・職員向け)

非常時の対応

災害医療対策事業

4. 子育て／健康複合施設（仮称）の整備 基本方針

□複合施設整備方針（立川市前期施設整備計画（令和3年）より）

- 全市に関わる子育て支援機能を集約した途切れのない安心した子育てを支える拠点
- 市民の健康な生活を維持増進していく基幹施設、医療救護対策本部及び災害時医療の拠点として整備します。

ドリーム学園及び健康会館で担っていた機能を合わせて建替えます。複合施設には、今後児童発達支援センターで展開する機能を含んだドリーム学園及び健康会館で担う機能のほか、子ども家庭支援センターと教育支援課、子育て推進課の一部の機能を複合施設に移転し、「途切れのない安心した子育てを支える拠点」として整備します。

複合施設では、それぞれの施設で担っていた機能を集約することにより、連携を強化し、市民サービスの向上を目指します。また、子育て支援・福祉・教育が連携し、様々な問題を抱えた家庭などについても迅速に対応するなど、「2. 子育て／健康複合施設（仮称）の機能」で掲げた6つの機能が有機的に連携を図ることが可能になるように整備します。

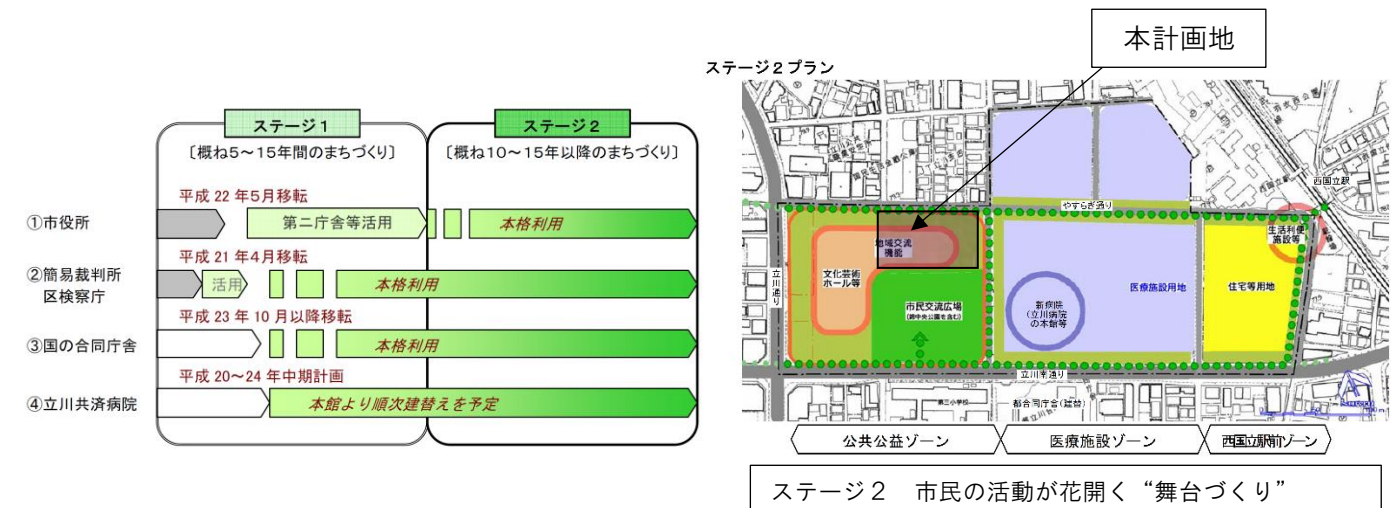
○面積・費用の条件

内容	前期施設整備計画の計画値
建築面積	約 2,600 ㎡
延床面積	約 3,700 ㎡
概算工事価格	約 20.4 億円

□土地利用方針（旧庁舎周辺地域グランドデザイン（平成22年）より）

- 公共公益ゾーンとして一体的な整備
（公共公益ゾーン：子ども未来センター及びたましんR I S U R Uホール（市民会館）、両施設の中心にある広場空間、錦中央公園、《本計画地》）

公共公益ゾーンとして一体的な整備を行い、子育て支援機能の拡充や文化・芸術等の市民活動の活性化に重点的に取り組みます。やすらぎ通りと立川南通りを、本地域のイメージをアピールする景観形成上の重要路線として捉えるとともに、既存公園や桜並木などの既存樹木の保全・活用、広場の整備、周辺道路の沿道緑化等について検討し、地域全体として環境と景観に配慮したまちづくりを展開します。



□基本方針

上記の「立川市前期施設整備計画（令和3年）」、「旧庁舎周辺地域グランドデザイン（平成22年）」を踏まえ、本計画の基本方針を次の通りとします。

<p>1. 複合施設の特徴を考慮した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者のプライバシーに配慮しつつ、共用部を効率的にまとめます。 ○利用者の利便性の向上及び動線交錯を避ける為、関連エリアをまとめます。 ○曜日や時間で異なる諸室の利用に対し、セキュリティ対策を行います。 ○各機能を効果的・効率的に運用するための合理的な計画とします。 ○建物の維持管理は効率性を重視して一括管理委託を前提とした計画とします。 	<p>2. 子育て世帯が利用しやすい施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者動線においてベビーカーの使用を想定した計画とします。 ○乳幼児連れの利用者が快適に利用できる赤ちゃん・ふらっと等を整備します。 ○関連諸室は温かみのある空間とします。 ○発達支援に関する諸室は子どもの発達や障害特性に配慮した計画とします。 	<p>3. 多世代が安全・安心して利用できる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰でも安心・安全に利用できることを第一に、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。 ○利用者が目的の部屋を把握しやすいように、可能な限りシンプルな平面計画とします。 ○感染症拡大予防に配慮した施設計画とします。（ゾーニング、仕上、空調計画）
<p>4. 周辺環境とのつながり、一体性を持たせた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共公益ゾーンの各方面からアクセスできる計画とします。 ○錦中央公園のみどりを連続させる計画とします。 ○敷地東側にあるやすらぎ通りと立川南通りの南北の抜けを維持します。 ○建築物等の形態・色彩・その他の意匠は、周辺の環境に配慮したものとします。 	<p>5. 防災に配慮した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「医療救護対策本部」「福祉避難所」として機能する計画とします。 ○災害対応として非常電源及び通信環境を整備します。 ○非常用自家発電設備を設置します。 ○防災機能を整備します。 	<p>6. 環境に配慮した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ・再エネ東京仕様にに基づきエネルギー使用の合理化を図ります。 ○自然換気・自然採光、複層ガラス・Low-Eガラスの設置により省エネ対応を図ります。 ○屋上緑化の断熱効果により省エネ対応し、ヒートアイランド現象を緩和します。 ○太陽光発電設備、LED照明、高効率空調、節水型便器による省エネ・再エネ設備を導入します。

5. 子育て／健康複合施設（仮称）の概要

□スケジュール

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1. 設計期間 | 令和3年6月～令和4年9月頃（基本計画・基本設計・実施設計） |
| 2. 工事期間 | 令和5年6月頃～令和7年3月頃 |
| 3. 供用開始 | 令和7年度 |

□計画概要

- | | |
|---------|----------------------|
| 1. 用途 | 庁舎（事務所）・児童福祉施設 |
| 2. 階数 | 地上3階（一部地上1階） |
| 3. 附帯施設 | 駐車場 30台程度、駐輪場 100台程度 |

□敷地周辺の状況

計画敷地はJR立川駅から直線距離で約700m、JR西国立駅からは直線距離で約300mに位置しています。そのため、両駅からのアクセスが容易な土地です。

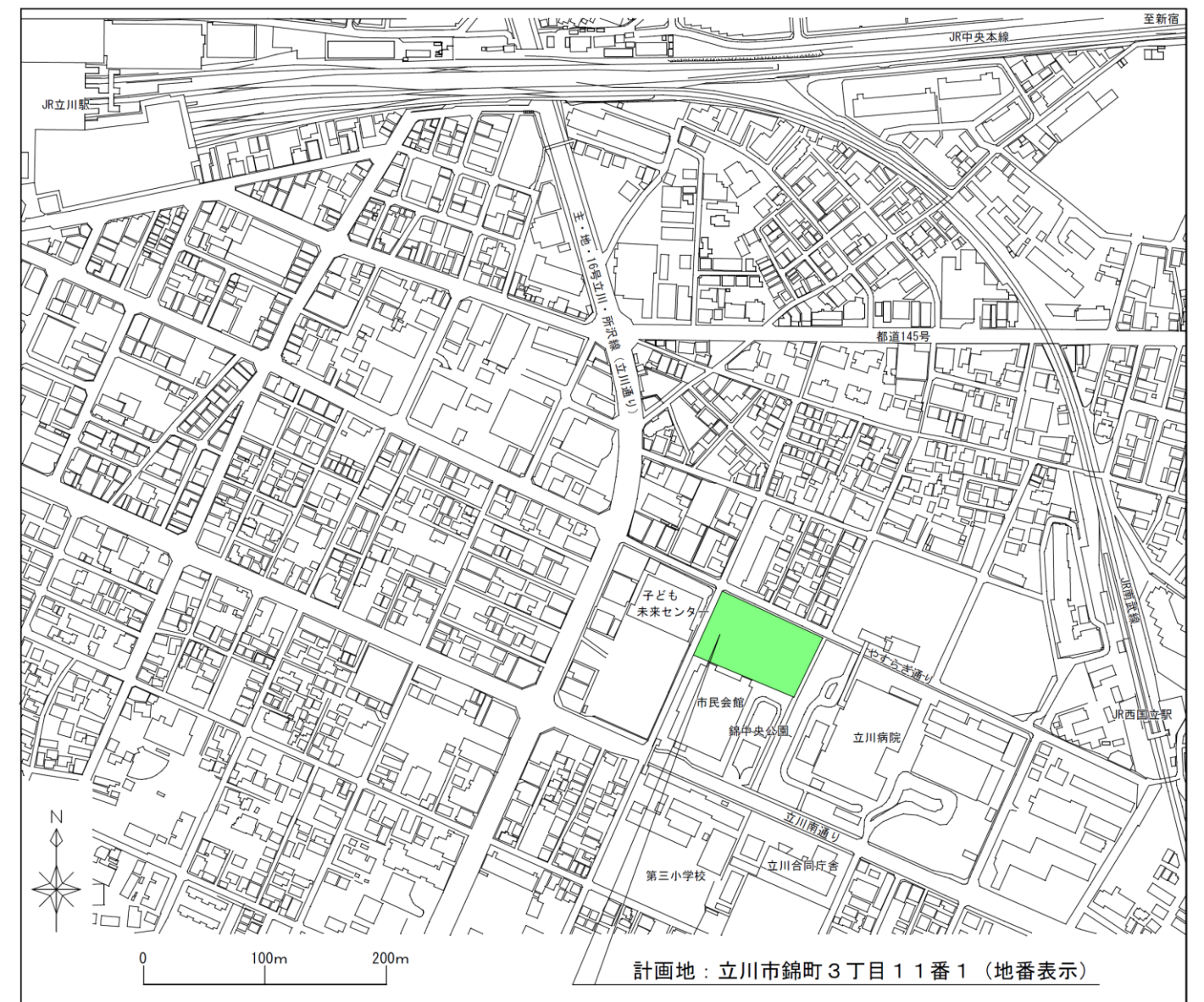
主要な幹線道路としては敷地北側が市道1級5号線（やすらぎ通り）に面しており、約100m西の主・地・16号立川・所沢線（立川通り）に接続しており、アクセスも容易です。

計画地には錦中央公園が隣接しており、周辺には立川病院やたましんRISURUホール（市民会館）、子ども未来センター等、公共公益施設が建ち、商業地域の近くにありながらも比較的落ち着いた環境にあります。

敷地の南側はたましんRISURUホール（市民会館）及び錦中央公園が配置されており、日影の影響も考慮しつつ、配置計画を検討する必要があります。

□敷地概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 件名 | 子育て／健康複合施設（仮称）新築工事 |
| 2. 所在地 | （地名地番）東京都立川市錦町3丁目11番1
（住居表示）－ |
| 3. 敷地面積 | 4,425.14㎡ |
| 4. 用途地域 | 第二種住居地域 |
| 5. 防火地域 | 準防火地域 |
| 6. 高度地区 | 25m第二種高度地区 |
| 7. 地区計画 | 西国立駅西地区地区計画 |
| 8. 日影規制 | 規制値（一） GL+4.0m 4h～2.5h ※計画地西側は商業地域の為、規制なし |
| 9. 容積率 | 200% |
| 10. 建ぺい率 | 60% |



6. 計画地と条件の整理



西国立駅周辺地域まちづくり構想素案 令和3年より

駅前ゾーン	駅前広場と生活利便施設等が立地し、地域の拠点としてふさわしい街並み景観を形成
商業・暮らしゾーン	身近な商店や飲食店と住宅が調和した街並みを形成し、にぎわいと住みよさが両立
公共公益ゾーン	文化・芸術、地域交流、健康・子育て機能等を有する公共公益施設が立地
医療施設ゾーン	地域の医療を支え、災害拠点病院としても機能する立川病院が立地

西国立駅西地区地区計画

○土地利用の方針

<公共公益施設地区>

旧庁舎敷地、市民会館及び錦中央公園等の一体的な土地利用を図り、文化芸術ホールや市民交流広場、地域交流施設を配置する

○地区整備計画

<道路、通路、空地等>

・敷地北側 前面道路（やすらぎ通り）：街区幹線道路 認定幅員13.0m（法第42条1項1号道路）

・敷地西側 通路：貫通路 4.0m

・環境緑地1号：2.0m 各敷地の道路に面する部分のすべてを樹木により緑化する

※ただし、人、車両等の出入り口を確保することにより緑化することが困難な場合は除く

<壁面の位置>

・二号壁面：道路面より高さ8.0m以下の部分にあつては2.0m以上、高さ8.0mを超える部分にあつては8.0m以上

・壁面後退区域においては、工作物を設置してはならない

（下記の公益上やむを得ないと市長が認める工作物を除く）

ベンチ、アート及び照明等、良好な緑空間の形成に資する工作物

環境緑地に接する 敷地内に存する施設への案内標識、サイン等、他の場所では機能を果たせない工作物

<建築物等の形態又は色彩の制限>

・建築物等の形態・色彩・その他の意匠は、周辺の環境に配慮したものとす

<垣またはさくの構造の制限>

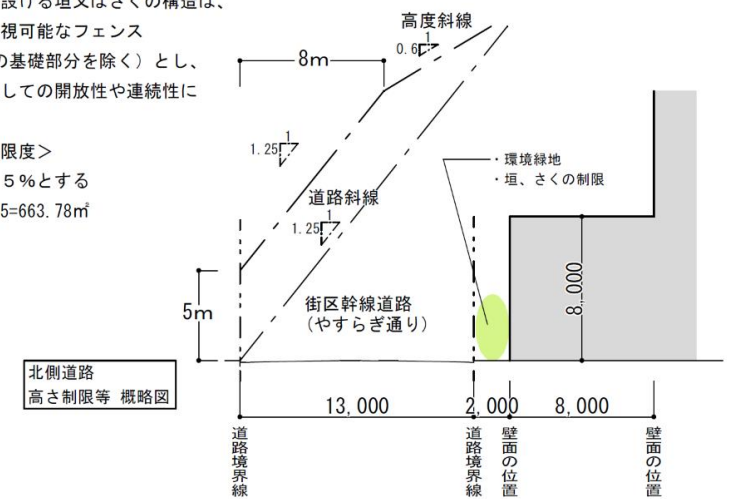
・道路に面して設ける垣またはさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンス

（0.6m以下の基礎部分を除く）とし、視線や空間としての開放性や連続性に配慮する

<緑化率の最低限度>

・敷地面積の15%とする

4,425.14x0.15=663.78㎡



東京都自然保護条例（緑化）

○緑地面積の算定

	算定式
地上部 基準緑地面積	A: (敷地面積-建築面積) × 25% = (4,425.14 - 2,120) × 0.25 = 576.29㎡ B: {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 25% = {4,425.14 - (4,425.14 × 0.60 × 0.8)} × 0.25 = 575.27㎡ A > Bより【575.27㎡】 ※建築面積が2,120㎡以下と仮定
建築物上の緑化 面積	屋上面積 × 25%
必要接道緑化の 長さ	90.903m (接道長さ) × 0.7 = 90.903m × 0.7 = 63.64m

要望事項（土地利用に関する内容）

○駐車場及び駐輪場

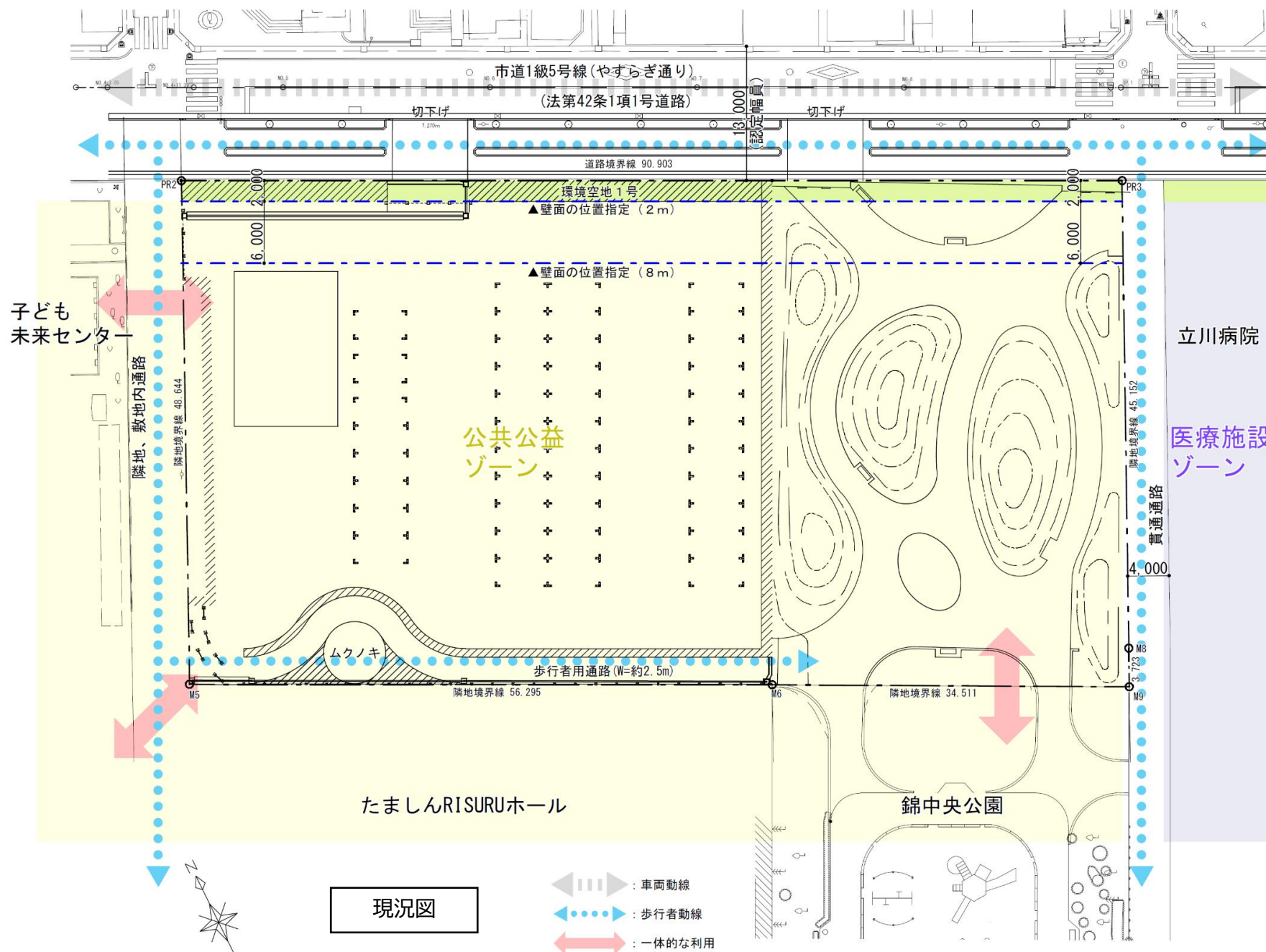
・普通車30台以上（巾3.0m）、ドリーム学園通園バス2台、荷捌き用1台

・検診車2台（駐車スペースは不要）

・自転車100台程度

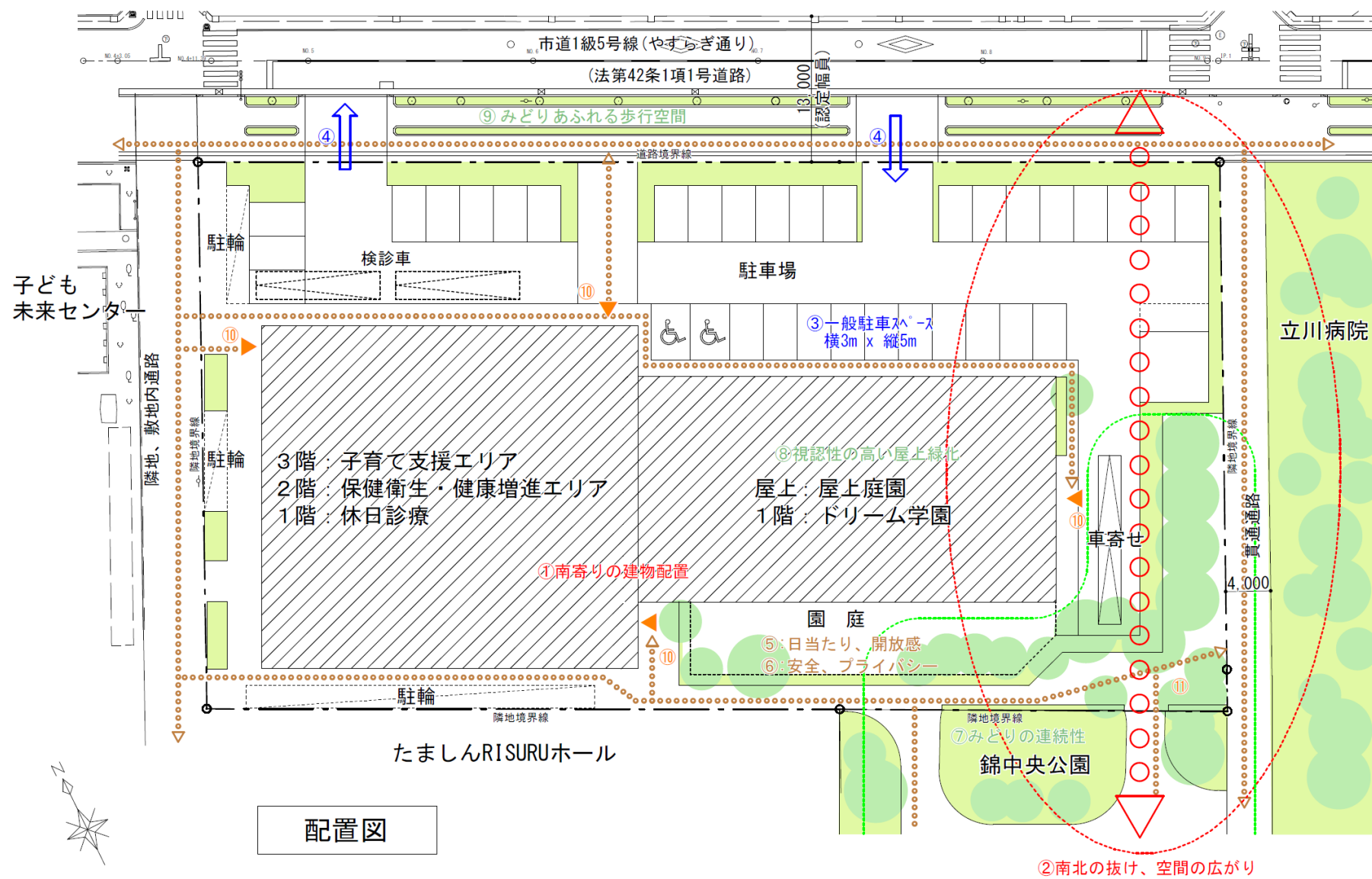
○園庭

・現状（約200㎡）以上



7. 子育て／健康複合施設（仮称） 基本計画図

1) 配置計画



□配置計画方針

建物や駐車場、園庭などの配置位置や建物の形状の比較検討を踏まえ、下記の方針とします。

○建物配置

- ① 地区計画により北側については高さ制限があること、また北側住宅街への日影の影響に配慮し、南寄りに建物を配置します。
- ② 敷地東側は貫通路を中心に錦中央公園と立川病院側の公開空地において南北に空間的な抜けがあります。そのため、できる限り建物配置を西側とすることで南北につながる空間の広がり確保します。

○駐車場計画

- ③ 子ども連れの利用者が多いことに配慮し、ゆとりのある駐車スペースを確保します。
- ④ 明確な駐車場配置及び、入口と出口を分けることで利用しやすい駐車場計画とします。

○園庭計画

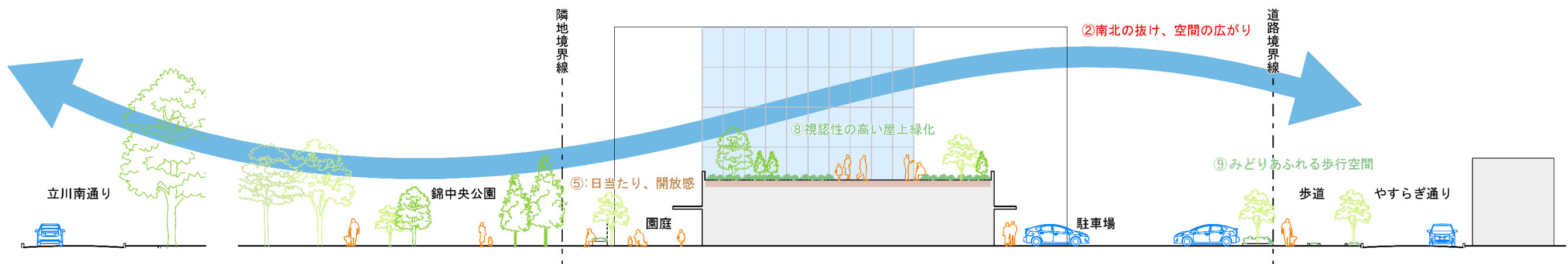
- ⑤ 南側配置とし、日当たりを確保します。また公園側の開放感のある位置に配置します。
- ⑥ 駐車場から離すことで安全性に配慮します。また駐車場からの騒音、視線にも配慮します。

○緑地計画

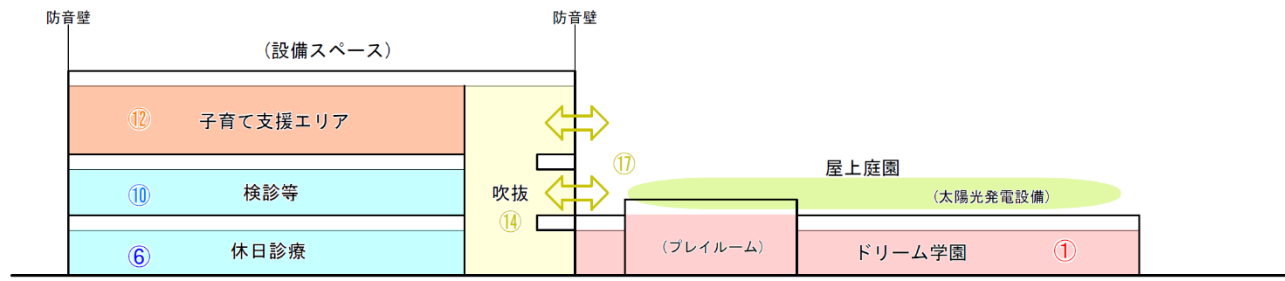
- ⑦ 錦中央公園のみどりを連続させるような計画とします。
- ⑧ 建物東側の平屋建て屋上部分を屋上庭園とし、地上部からでも視認性が高く、公園とのみどりのつながりが感じられるように計画します。
- ⑨ 接道緑化により、前面歩道部分の沿道緑化と合わせてみどりあふれる地域景観となるように計画します。

○動線計画

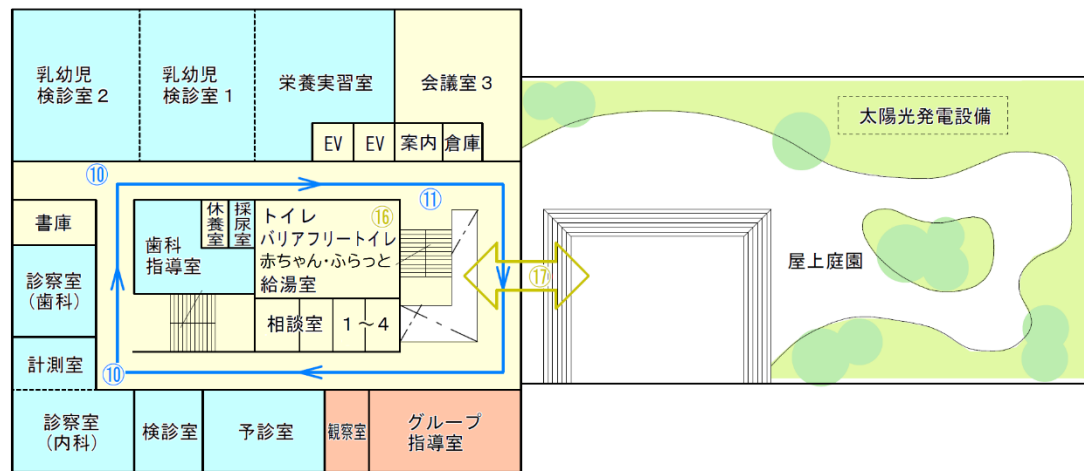
- ⑩ 周辺とのつながり、一体性を保つため通り抜けできる通路を確保します。また各方面より建物にアクセスできるように計画します。
- ⑪ 錦中央公園から連続するように通路、空地を設け動線が流れるように計画します。



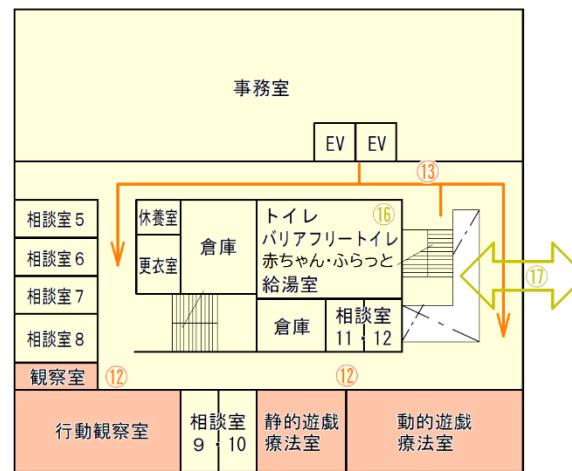
2) 平面計画



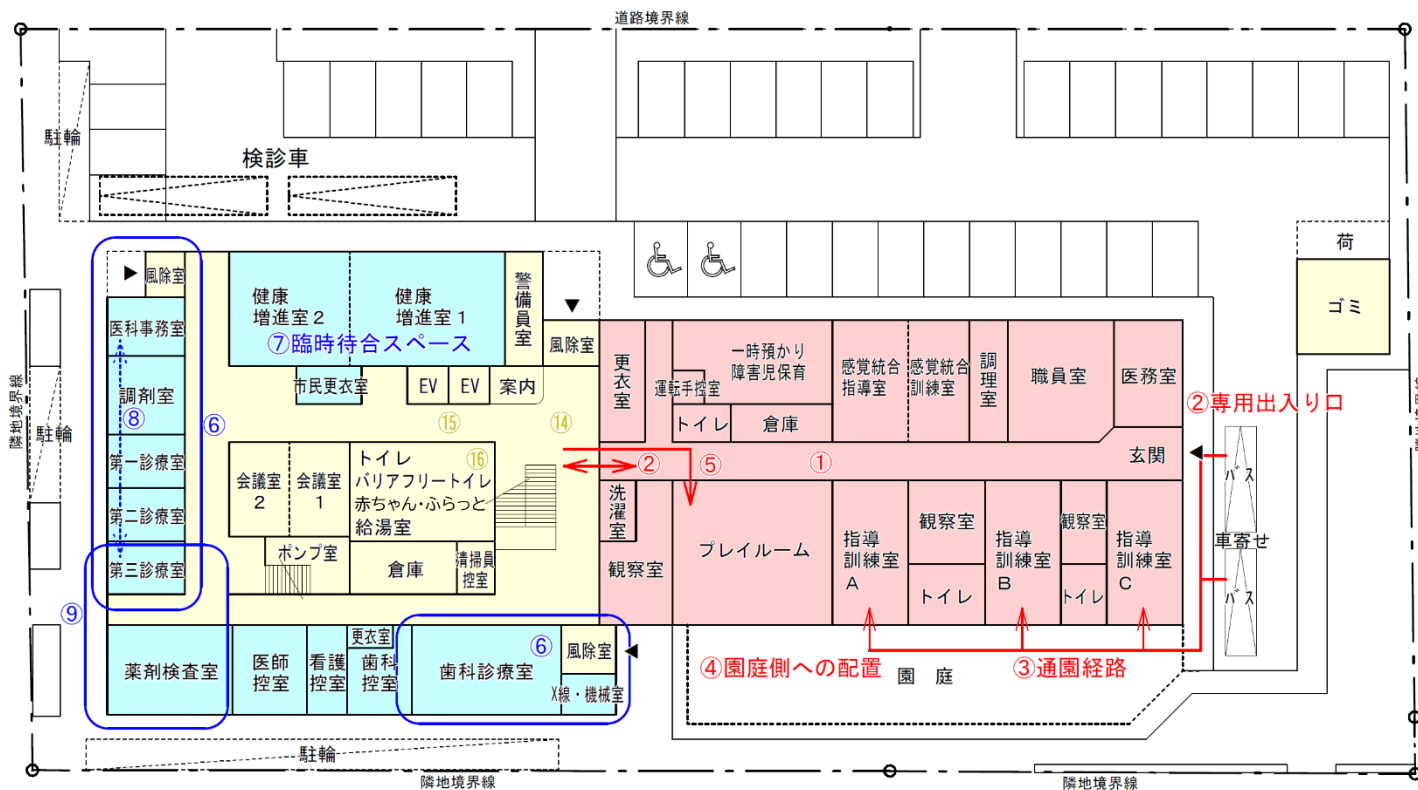
断面図



2階平面図



3階平面図



1階平面図

- 凡例
- 管理・共用
 - 子育て支援エリア
 - ドリーム学園エリア
 - 保健衛生・健康増進エリア

□平面計画方針

基本計画の基本方針を踏まえ、下記の方針とします。

○ドリーム学園

- ① 心身の発達に支援や配慮を必要とする子どものための施設であることから安全性、アクセス性を考慮し、1階に計画します。
- ② 他のエリアと動線が重ならないよう専用出入口を別に設け、明確な動線計画とする一方で複合施設の利点を活かし、他エリアと連絡できるように計画します。
- ③ 通園バスから迅速・安全に訓練室へ入れるように バス～園庭～訓練室 の経路とし短い動線計画としつつ、視認性に配慮します。
- ④ 訓練室、プレイルームは園庭に面する配置とし、明るく開放的な部屋となるように計画します。
- ⑤ プレイルームはドリーム学園での使用がない時間帯において別の用途に利用できるように共用部に比較的近い位置に計画します。

○保健衛生・健康増進エリア

休日診療

- ⑥ 高齢者や体の不自由な利用者等への配慮、また感染症対策として可能な限り他のエリアと交わらない動線計画、さらに他のエリアと開館時間が異なることからセキュリティも考慮し、1階に計画します。また休日診療に近いサブ出入口を設置します。
- ⑦ 冬季など患者が一時的に多い場合、健康増進室を待合スペースとしても利用できる配置計画とします。
- ⑧ 事務室～調剤室～各診療室については室内側で直接行き来できるように諸室の並びを計画します。
- ⑨ 第三診療室(発熱外来)、薬剤検査室は屋外から出入りできる配置計画とします。

検診等

- ⑩ 乳幼児健診等においては諸室のつながりが重要となるため、2階にまとめて計画します。(検診車を利用したがん検診は1階の健康増進室にて実施します。)
- ⑪ 検診の流れがスムーズとなるように廊下をコの字型とし、動線の重複を避ける計画とします。また廊下については余裕のある幅員とします。

○子育て支援エリア

- ⑫ 利用者のプライバシー、発達支援の必要な子どもに配慮し、最上階に配置します。
- ⑬ 利用者のプライバシーに配慮し、直線廊下で視線が通る形式を避け、二方向からアクセスできるコの字型の廊下を計画します。

○管理・共用エリア

- ⑭ メインエントランスを建物中心とし、エントランスホールに案内及びEV、階段を隣接させることで利用者に分かりやすい動線計画とします。さらにエントランスホール部分を吹抜とし、明るく開放的な空間とすると共に階段と吹抜により施設全体を容易に把握できるように計画します。
- ⑮ EV利用が集中する乳幼児健診時への対応、発達相談等のプライバシーへの配慮からEVを2基で計画します。またバギーのスムーズな乗降に配慮し、乗用11人以上のEVを選定し、ゆとりある出入口幅及びご寸法にて計画します。
- ⑯ 利用者に配慮して、各階にバリアフリートイレ、赤ちゃん・ふらっとを設置します。また、各階で同じ配置とすることで利用者に分かりやすく計画します。
- ⑰ 配置計画による南北の抜け、一体的な空間の広がり確保した東面に対し、2・3階廊下で大きく開口を設けることで建物内に自然採光、開放性を取入れると共に、屋上庭園も見渡せるように計画します。
- ⑱ 相談室1～12は、母子相談や発達相談、教育相談、就学相談などの目的を踏まえつつ、一般の相談とも共用できるように2階、3階に計画します。

(参考) 旧庁舎周辺および公共施設保全に関するこれまでの主な計画・方針

年度	計画・方針	主な内容
平成 22 年度	旧庁舎周辺地域グランドデザイン	平成 22 年 5 月に移転した立川市役所の旧庁舎敷地及び周辺の国有地を中心とする地域の継続的なまちづくりの基本的な考え方をまとめたもの
平成 24 年度	公共施設保全計画	施設劣化度や保全優先度を定め、長寿命化の考えのもと、公共施設を良好な状態で保全管理するための、建替え・改修の予定などを取りまとめたもの
平成 26 年度	公共施設あり方方針	今後の公共施設はどうあるべきかという方向性について、3つの大方針と、令和 35 (2053) 年度までの公共施設の面積削減目標などを取りまとめたもの
平成 28 年度	公共施設再編計画	「あり方方針」を受けて、施設再編についての「市の基本的考え方」と、「再編方針(分野別・地域別)」を取りまとめたもの
平成 29 年度	公共施設改修の考え方と再編	これまで進めてきた「公共施設保全計画」の改修予定を原則保留とし、今後は「公共施設再編個別計画」を進めるという考え方
平成 30 年度	公共施設再編個別計画	再編を行う圏域と施設を分類・選定し、再編の進め方と「再編モデルケース」を示したもの
令和 2 年度	施設のあり方	ドリーム学園・健康会館・歴史民俗資料館・練成館について、老朽化の状況や、今後の社会動向を踏まえた中で、施設に求められる機能や理念をまとめたもの
	前期施設整備計画	市民説明会や勉強会、公共施設に関するアンケート、平成 31 年度に実施した市民ワークショップなど市民検討の意見を参考に、「再編個別計画」で前期検討対象となった公共施設について、令和 10 (2028) 年度までの建替え、改修などの方向性を示すとともに、施設ごとの整備内容を示したもの